

第3子以降の紙おむつ券の給付について

みどり市では、子育て支援の一環として、お子さんを3人以上養育している世帯に、3人目以降のお子さんが満2歳になるまで、市の指定店で紙おむつを購入できる「紙おむつ給付券」を交付しています。

★ 給付の要件

- みどり市に住所を有し、18歳（18歳の誕生日後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上養育していて、保護者と児童が同一の世帯に住所があること。
- 第3子目以降の児童の年齢が0歳～2歳（2歳になる月）であること。（ただし、申請をできるのは、児童が2歳になる月の前月まで。）
- 対象児童の保護者に市税及び保育園の保育料等に未納がないこと。
- 保護者又は児童が外国人のときは、在留期間が1年以上であること。

★ 給付の期間

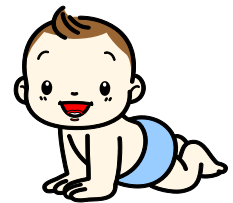
申請日の翌月から対象児童が2歳に達する月まで（24か月）

★ 給付の内容

給付要件を満たしていると確認できた世帯に対して、申請した月の翌月分からその年度の3月分までの「紙おむつ給付券」（1か月につき1,000円券×2枚）を交付します。

（※申請した翌月の下旬に、給付券をご自宅へ郵送します。）

次年度以降については、毎年5月に実施する現況届による審査の後交付します。



★ 申請の方法

印鑑をご持参のうえ、こども課・大間々市民生活課・東市民生活課のいずれかで申請してください。

○お問い合わせ
みどり市役所こども課
TEL: 76-0995（直通）